

白子町子ども医療費の助成に関する規則

平成15年3月24日規則第11号

改正

平成18年7月10日規則第6号

平成19年9月25日規則第3号

平成20年11月28日規則第10号

平成22年11月10日規則第11号

平成24年7月3日規則第11号

平成24年7月25日規則第13号

平成24年10月17日規則第17号

平成24年12月25日規則第24号

平成25年7月30日規則第22号

平成27年6月10日規則第14号

平成27年7月13日規則第16号

平成27年12月28日規則第24号

平成28年3月31日規則第14号

白子町子ども医療費の助成に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、子どもの医療に要する費用（以下「子ども医療費」という。）を負担する保護者に、当該費用の全部若しくは一部を助成することにより、子どもの保健対策の充実、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による就学義務の猶予又は免除に係る者（同条に規定する学齢児童に限る。）を含む。）をいう。
- (2) 保護者 子どもの親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

- イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

- (4) 保険給付 医療保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費等及び高額療養費をいう。
- (5) 一部負担金 医療費の額から医療保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。
- (6) 自己負担金 国、県又は町が公費負担医療制度による給付決定をした場合、当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない額をいう。
- (7) 子ども医療自己負担金 町が子ども医療費助成制度による給付決定をした場合、当該給付を受けた保護者が負担しなければならない額をいう。
- (8) 保険医療機関 医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等で町長より子ども医療助成事業の実施について委託を受けたものをいう。

（助成対象者）

第3条 この規則に定める子ども医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する子どもの保護者とする。

- (1) 子どもが本町に住所を有する者
- (2) 子どもが保険給付を受けることができる被保険者又は被扶養者であること。

2 前項の「保護者」とは、子どもを現に監護している者のうち、その所得が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額未満の者をいう。

- (1) その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下この号及び次号において「扶養親族等」という。）並びにその者の扶養親族等でない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）でその者が生計を維持するもの（次号において「児童」という。）がない場合 622万円
- (2) 扶養親族等及び児童がある場合 622万円に当該扶養親族等及び児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円）を加算した額

3 前項の所得の範囲及びその額の計算方法については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定を準用する。

(助成期間)

第 4 条 この規則に定める子ども医療費の助成を受けることができる期間は、原則として町長が子ども医療費助成申請書（別記第 1 号様式。以下「助成申請書」という。）を受理した日から開始する。ただし、転入者及び出生児については、転入日及び出生日の翌日から起算して 1 ヶ月以内に申請を行った場合は、助成期間の開始を転入日及び出生日に遡ることができる。

(優先関係)

第 5 条 子どもにかかる疾病が、他の法令等による公費負担医療制度の対象となるものである場合には、その制度を優先適用する。

(助成額)

第 6 条 子ども医療費として助成する額は、次の各号に掲げる額とする。ただし、子どもの属する世帯が住民税所得割課税世帯である場合にあっては、別表に定める子ども医療自己負担金を控除した額（一部負担金が子ども医療自己負担金に満たないときはその額）とする。なお、保険調剤については、別表に定める階層区分にかかわらず、自己負担金を徴しないものとする。

- (1) 助成対象者が子どもにかかる保険給付につき保険医療機関で一部負担金を負担した場合は、その一部負担金
- (2) 国、県又は町が公費負担医療制度による給付決定をした場合においては、当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない自己負担金

2 前項の助成は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び医療保険各法の規定に基づく規則、定款等により附加給付金の支給があった場合は、当該助成額からその額を除くものとする。

(申請)

第 7 条 子ども医療費の助成を受けようとする者は、助成申請書に次の各号に掲げる書類を添えて受給資格の登録を町長に申請し、子ども医療費助成受給券（別記第 2 号様式。以下「受給券」という。）の交付を受けるものとする。

- (1) 第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる医療保険各法による被保険者証又は組合員証（以下「被保険者証等」という。）の写し
- (2) 子ども医療自己負担金の算定に必要な市町村民税の状況を証する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項第 2 号の書類は町長が公簿等で確認できる場合は、これを省略することができる。

(受給資格の登録事項)

第8条 前条の受給資格の登録事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもの住所、氏名、性別、生年月日、保護者名及び世帯構成
 - (2) 子どもに係る被保険者証等の記載事項
 - (3) その他町長が必要と認める事項
- (受給券の交付)

第9条 町長は、第3条に規定する助成対象者から助成申請書の提出があり、資格要件に該当する場合は受給券を交付し、審査の結果不相当と認めた場合は、子ども医療費助成申請却下通知書(別記第3号様式)により当該申請者にその旨を通知するものとする。

(受給券の有効期間、更新及び変更)

第10条 受給券の有効期間は、助成申請書を受理した日の翌月1日から7月31日までとする。ただし、受給資格を喪失することが明らかな場合については、町長は、受給券の有効期間を短縮することができる。

2 町長は、毎年7月1日時点の子どもの属する世帯の町民税額を確認し、階層区分を再認定した上で受給券を更新する。再認定の結果、階層区分が変更する場合は、受給券を変更する。

(受給券の再交付)

第11条 町長は、助成対象者から受給券の紛失又は毀損若しくは汚損等の理由により子ども医療費助成受給券再交付申請書(別記第4号様式)の提出があった場合、受給券を再交付するものとする。

2 前項の申請の場合において、受給券を毀損又は汚損したことによるときは、当該受給券を添付しなければならない。

3 助成対象者は、受給券の再交付を受けた後において、紛失した受給券を発見した時は、速やかに紛失した受給券を町長に返還しなければならない。

(届出の義務)

第12条 助成対象者は、自己又は子どもについて、第8条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、受給券を添えて速やかに子ども医療費助成受給券(資格登録)変更申請書(別記第5号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請により、階層区分の変更が生じる場合は、階層の再認定を行い、再認定日の翌月1日から有効な受給券に変更する。

3 助成対象者は、有効期間終了及び転出等の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに子ども医療費助成受給券返納届(別記第6号様式)と受給券を町長に提出しなければならない。

(助成の方法)

第13条 町長は、助成対象者が保険医療機関において受給券と被保険者証を提示した場合には、保険医療機関の請求に基づき、助成対象者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関等へ支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払がなされた時は、助成対象者に対し助成を行ったものとみなす。
- 3 助成対象者が保険医療機関において一部負担金を支払った場合で、子ども医療費の助成を受けるためには、助成対象者は子ども医療費助成金交付申請書(別記第7号様式。以下「交付申請書」という。)に町長が発行した受給券及び保険医療機関が発行する子ども医療費計算書(別記第8号様式)又は領収書を添えて町長に申請しなければならない。
- 4 前項の申請は、当該子どもが受けた医療に関する医療費を支払った日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

(助成金の交付)

第14条 町長は、交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたものについては子ども医療費助成金交付決定通知書(別記第9号様式)を、不相当と認めたものについては子ども医療費助成金交付申請却下通知書(別記第10号様式)により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(助成の制限)

第15条 第6条の規定にかかわらず子どもの保険給付について、その原因が第三者行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その限りにおいて助成しないものとする。

(受給権の消滅)

第16条 受給券の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった日をもって、受給権は消滅するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第3条に規定する助成対象者でなくなったとき。

(助成金の返還)

第17条 町長は、偽りその他不正な行為により第6条に定める助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(関係簿冊)

第18条 町長は、子ども医療費助成の適正を期するため、子ども医療費助成台帳(別記第11号様式)

を作成し、常に整理しておかなければならない。

(様式)

第19条 この規則の施行に関し必要な書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 子ども医療費助成申請書 別記第1号様式
- (2) 子ども医療費助成受給券 別記第2号様式
- (3) 子ども医療費助成申請却下通知書 別記第3号様式
- (4) 子ども医療費助成受給券再交付申請書 別記第4号様式
- (5) 子ども医療費助成受給券(資格登録)変更申請書 別記第5号様式
- (6) 子ども医療費助成受給券返納届 別記第6号様式
- (7) 子ども医療費助成金交付申請書 別記第7号様式
- (8) 子ども医療費計算書 別記第8号様式
- (9) 子ども医療費助成金交付決定通知書 別記第9号様式
- (10) 子ども医療費助成金交付申請却下通知書 別記第10号様式
- (11) 子ども医療費助成台帳 別記第11号様式

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第7条、第9条、第11条及び第12条の規定による申請及び受給券の交付に関し、必要な手続きその他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(白子町乳幼児医療対策事業規則の廃止)

- 3 白子町乳幼児医療対策事業規則(昭和48年白子町規則第5号)は、廃止する。

(経過措置)

- 4 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において入院していた者で、施行日以後も引き続き入院し、かつその入院期間が7日未満である場合の医療については、当該医療から施行日前の医療を除くものとする。
- 5 この規則の規定は、平成18年8月1日以後に乳幼児が受けた医療について適用し、同日前に乳幼児が受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成18年7月10日規則第6号）

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成19年9月25日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則は、平成19年10月1日以後に乳幼児が受けた医療について適用し、同日前に乳幼児が受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成20年11月28日規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則は、平成20年12月1日以後に乳幼児が受けた医療について適用し、同日前に乳幼児が受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成22年11月10日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の白子町子ども医療費の助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に子どもが受ける医療に要する費用について適用し、同日前に子どもが受けた医療に要する費用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行日の前に交付された改正前の白子町乳幼児医療費の助成に関する規則第9条に規定する受給券は、改正後の白子町子ども医療費の助成に関する規則第9条に規定する受給券とみなす。

（準備行為）

4 第7条、第9条、第11条及び第12条の規定による申請及び受給券の交付に関し、必要な手続きその他の行為は、この規則の施行日前においてもすることができる。

（白子町処務規程の一部改正）

5 白子町処務規程（昭和47年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成24年7月3日規則第11号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年7月25日規則第13号）

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成24年10月17日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則は、平成24年12月1日以後に子どもが受けた医療について適用し、同日前に子どもが受けた医療については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 規則第7条、第9条、第11条及び第12条の規定による申請及び受給券の交付に関し、必要な手続きその他の行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則（平成24年12月25日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年12月1日から適用する。

附 則（平成25年7月30日規則第22号）

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成27年6月10日規則第14号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の白子町子ども医療費の助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に子どもが受けた医療について適用し、同日前に子どもが受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成27年7月13日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の白子町子ども医療費の助成に関する規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の白子町子ども医療費の助成に関する規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第14号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 処分その他の行為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた処分その他の行為に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第6条第1項）

階層区分	世帯区分	自己負担基準日額（円）
		入院1日及び通院1回
A	生活保護法による被保護世帯であって、医療扶助単一給付のものであり自己負担のある場合	0
B	市町村民税非課税世帯	0
C	市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割りのみ課税世帯	0
D	市町村民税所得割課税世帯	300

（注）

1 同日に通院又は入院が重複する場合は、それぞれを1回又は1日として、自己負担金を算定する。

2 階層区分の認定は、毎年7月1日時点の町民税の課税状況で認定する。

別記第1号様式（第4条）

別記第2号様式（第7条第1項）

別記第 3 号様式 (第 9 条)

別記第 4 号様式 (第 11 条第 1 項)

別記第 5 号様式 (第 12 条第 1 項)

別記第 6 号様式 (第 12 条第 3 項)

別記第 7 号様式 (第 13 条第 3 項)

別記第 8 号様式 (第 13 条第 3 項)

別記第 9 号様式 (第 14 条)

別記第 10 号様式 (第 14 条)

別記第 11 号様式 (第 18 条)